

件名	障がい者の就労支援について
受付日	令和8年5月29日
ご意見・ご提案の概要	<p>障がい者枠で一般就労している人は障害福祉サービス受給者証を取得できないため、就労移行支援事業所におけるカウンセリングを受けられない。</p> <p>障害者就業・生活支援センターには職業カウンセラーの有資格者が居ないので、専門的な職業カウンセリングを受けることができない。</p> <p>そこで、岐阜県人材チャレンジセンターに障がい者専門の職業カウンセラーを常駐させてほしい。</p> <p>健常者と障がい者では専門的な分野が違い、健常者向けのカウンセリングを受けても就労につながらないため、検討してほしい。</p>
県の考え方	<p>当県では、様々な求職者に対応する総合的な支援拠点はなく、障がい者や育児中の女性のように異なる状況に応じて、それぞれ専門的に支援する体制を構築しています。岐阜県中小企業人材確保センター（人材チャレンジセンター）は、そうした専門的な支援を受けられない方々への支援を行っているため、障がい者の方が相談に来られた場合は、より適切な支援が受けられる支援機関を紹介しています。</p> <p>なお、当県では、岐阜県障がい者総合就労支援センターを設置し、障がい者の方の就労支援を行っております。同センターには、資格を持った障がい者専門のカウンセラーは配置しておりませんが、センター内の県立ハローワークにおいて、障がい者の方に対する職業紹介を実施しております。さらに、同センターを含む県内6か所の障害者就業・生活支援センターでは、就業支援員のほか、精神保健福祉士等の資格を有する精神障がい者就労支援ワーカーが、障がい者の方の就業を総合的にサポートしております。</p>
担当課	商工労働部 労働雇用課 商工労働部 産業人材課